（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

様式第二中「㊞」を削る。

様式第三から様式第五までの様式中「㊞」を削り、これらの様式備考中2を削り、3を2とする。

様式第六及び様式第七中「㊞」を削る。

様式第八及び様式第九中「㊞」を削り、これらの様式備考中2を削り、3を2とする。

様式第十中「㊞」を削る。

様式第十一から様式第十三までの様式中「㊞」を削り、これらの様式備考中2を削り、3を2とする。

様式第十四中「㊞」を削る。

様式第十五から様式第十七までの様式中「㊞」を削り、これらの様式備考中2を削り、3を2とする。

様式第十八中「㊞」を削る。

様式第十九及び様式第二十中「㊞」を削り、これらの様式備考中2を削り、3を2とする。

様式第二十一中「㊞」を削り、同様式備考中2を削る。

様式第二十二及び様式第二十三中「㊞」を削り、これらの様式備考中2を削り、3を2とする。

様式第二十四及び様式第二十五中「㊞」を削る。

様式第二十六中「㊞」を削り、同様式備考中2を削る。

様式第二十七中「㊞」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

様式第二十八中「㊞」を削り、同様式備考中2を削る。

様式第二十九中「㊞」を削る。

様式第三十中「㊞」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

## ○内閣府令第八十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び関係法令の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

**第一条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。